

CBの受入体制整備事業

概要

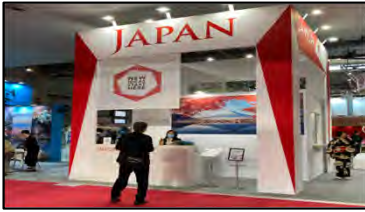
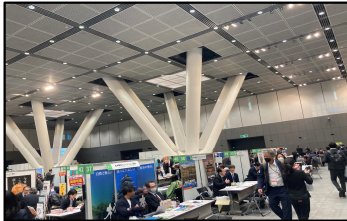
CBの受入体制整備事業

【事業目的】

CBにおける専門人材育成及びMICEイベントへの参加に要する経費の一部を国が補助することにより、

CBの体制を強化し、日本におけるMICE受入環境の向上を図る。

【補助対象】

	① ICCASkills受講支援  	② 海外で開催されるMICEイベント出展支援  
補助対象経費	ICCASkills受講費用	- 出展準備費用（出展に必要なコンテンツ作成費等） - 出展・参加費用 - ブース設置費 - 出展に付随した旅費 - その他の費用（通訳費用等）
補助対象と ならない経費	- 受講に付随する旅費（※） ※移動費、日当、宿泊費等	- 出展に付随しない旅費等 （JNTO主催イベント or JNTOとの共同出展の場合） - 出展・参加費用
補助対象と ならない事業	—	- JNTOが共同出展を呼びかけるイベントにCBが独自に出展する場合 - 各自治体等が主催する商談会等

【補助対象者】

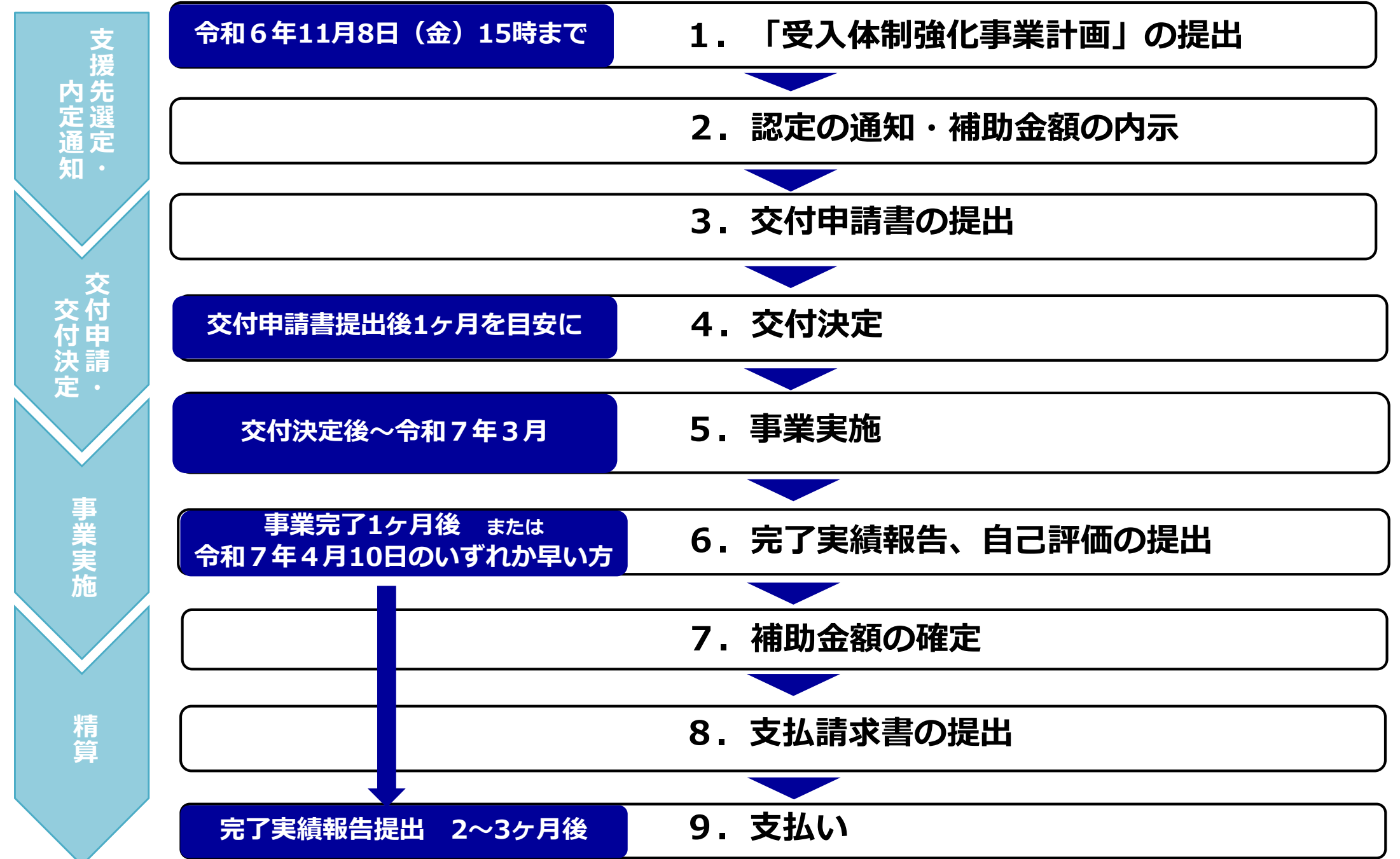
一般社団法人日本コンGRES・コンベンション・ビューロー（JCCB）に所属しているコンベンションビューロー

【補助率・補助上限額】

補助率：補助対象事業①②ともに、補助対象経費の2分の1以内

補助上限額：300万円（①のみ実施する場合：上限100万円）

CBの受入体制整備事業 事業フロー



※関係書類については事業終了後の翌年度から5年間保存

CBの受入体制整備事業 応募期間等

応募期間

応募期間：令和6年8月26日（月）～令和6年11月8日（金）15時必着

※随時受付し、予算が無くなり次第、公募受付を終了させていただきます。

運用開始期限

会計年度末（令和7年3月）までに自己評価（応募要領参照）を実施できるよう、本事業による環境整備を行ったうえで、運用を開始してください。

提出書類

- 応募要領で指定する様式の「受入体制整備事業計画」
- 補助対象経費の算出基礎となる見積書などの資料（複数の事業者からの見積書必要）
- 地方公共団体等の補助（予定）額等を確認できる資料
- その他審査をする上で必要となる資料（遵守すべき旅費規程・CBの組織体制が分かる資料）
※旅費規程等がない場合は、個別にご連絡ください。

注意事項

- 本補助金の交付対象となる経費は、以下のAからCの条件すべてを満たす経費とします。
 - A. 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
 - B. 補助金交付決定後に、契約・発注により発生した経費
 - C. 証拠書類・見積書等によって契約・支払金額が確認できる経費
- 国（独立行政法人を含む。以下同じ。）による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、及び交付対象となる可能性がある場合には、原則として補助金の対象とはなりません。ただし、交付の可能性があったものの、交付を受けないものとなったものについては本補助金の対象となる可能性があります。
- 国からの補助とは別に地方公共団体からの補助金を受けることは可能です（補助金等の財源が国費である場合を除きます）。
- 補助事業に関する書類については、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間、管理・保存しなければなりません。